

名古屋市食品国民健康保険組合規約

- 昭和 35. 3. 5 改正 (第 9 条・第 16 条・第 25 条・第 36 条・第 38 条)
- 昭和 35. 9.30 改正 (第 19 条)
- 昭和 36. 3. 6 改正 (第 12 条・第 12 条の 2・第 13 条)
- 昭和 37. 3.10 改正 (第 11 条・第 12 条・第 12 条の 2・第 46 条)
- 昭和 39. 3. 2 改正 (第 11 条・第 12 条・第 13 条・第 16 条・第 25 条・第 36 条)
- 昭和 41. 3. 9 改正 (第 16 条・第 54 条)
- 昭和 42.11.24 改正 (第 10 条)
- 昭和 43. 3. 4 改正 (第 10 条の 2・第 16 条)
- 昭和 43. 3.29 改正 (第 36 条)
- 昭和 44. 3.10 改正 (第 16 条・第 46 条)
- 昭和 45. 3.10 改正 (第 16 条)
- 昭和 45. 8. 7 改正 (第 3 条)
- 昭和 46. 2.24 改正 (第 11 条・第 13 条)
- 昭和 48. 2.27 改正 (第 16 条・第 38 条)
- 昭和 49. 3.19 改正 (第 11 条・第 13 条の 2・第 16 条)
- 昭和 50. 3.27 改正 (第 16 条・第 36 条)
- 昭和 51. 3.12 改正 (第 11 条・第 13 条・第 13 条の 2・第 16 条・第 46 条)
- 昭和 52. 3. 1 改正 (第 12 条・第 13 条)
- 昭和 53. 2.27 改正 (第 11 条・第 36 条)
- 昭和 53. 7.27 改正 (第 11 条の 2)
- 昭和 54. 3. 9 改正 (第 16 条の 2)
- 昭和 54. 7.23 改正 (第 11 条)
- 昭和 55. 3. 5 改正 (第 13 条・第 13 条の 2・第 16 条・第 21 条・第 25 条)
- 昭和 56. 3.12 改正 (第 11 条・第 16 条)
- 昭和 57. 3. 2 改正 (第 13 条・第 16 条・第 25 条・第 36 条・第 45 条の 2)
- 昭和 58. 3. 4 改正 (第 4 条・第 6 条・第 59 条・第 60 条)
- 昭和 58. 5. 7 改正 (第 6 条)
- 昭和 59. 3. 7 改正 (第 16 条・第 25 条・第 36 条の 1)
- 昭和 60. 3. 7 改正 (第 11 条の 2・第 14 条の 1・第 14 条の 2・第 16 条・第 19 条の 2)
- 昭和 61. 3. 6 改正 (第 16 条・第 25 条・第 38 条の 3, 4)
- 昭和 62. 3.10 改正 (第 16 条)
- 昭和 63. 3. 7 改正 (第 11 条の 1・第 12 条・第 13 条・第 16 条・第 59 条)
- 平成 元. 3.13 改正 (第 16 条・第 37 条の 2・第 38 条・第 45 条の 2)
- 平成 2. 3. 9 改正 (第 16 条・第 25 条・第 37 条の 2)
- 平成 3. 3. 4 改正 (第 4 条・第 6 条・第 16 条)
- 平成 4. 3. 5 改正 (第 16 条)
- 平成 4. 7.27 改正 (第 11 条の 1)

平成 5. 3.11 改正 (第 16 条・第 38 条の 1)
平成 6. 3. 4 改正 (第 13 条・第 16 条)
平成 6. 9.28 改正 (第 11 条・第 12 条)
平成 7. 3.10 改正 (第 10 条・第 14 条・第 15 条・第 16 条)
平成 9. 3. 6 改正 (第 16 条)
平成 9.10. 6 改正 (第 7 条・第 7 条の 2・第 11 条の 2)
平成 10. 3. 6 改正 (第 16 条)
平成 11. 3. 8 改正 (第 16 条)
平成 12. 3. 2 改正 (第 16 条・第 19 条・第 25 条・第 36 条の 1・第 59 条・第 60 条)
平成 13. 7.30 改正 (第 36 条)
平成 14. 4. 1 改正 (第 7 条・第 10 条・第 11 条)
平成 15. 3.11 改正 (第 16 条)
平成 16. 3. 8 改正 (第 14 条・第 16 条・第 25 条・第 36 条・第 46 条)
平成 17. 3. 7 改正 (第 6 条)
平成 18. 3. 6 改正 (第 16 条)
平成 18. 7.31 改正 (第 11 条・第 36 条)
平成 18. 9.15 改正 (第 10 条)
平成 20. 3. 4 改正 (第 6 条・第 10 条・第 14 条・第 16 条・第 19 条・第 25 条・第 36 条・
第 38 条)
平成 20.12.26 改正 (第 11 条)
平成 21. 7.27 改正 (第 22 条)
平成 22. 3.10 改正 (第 34 条)
平成 23. 3.23 改正 (第 7 条・第 11 条・第 16 条・第 28 条・第 38 条の 2)
平成 24. 3. 8 改正 (第 16 条)
平成 26. 3. 6 改正 (第 16 条)
平成 26.11.10 改正 (第 11 条)
平成 27. 3.17 改正 (第 16 条)
平成 27. 7.30 改正 (第 25 条・第 36 条)
平成 28. 3.10 改正 (第 7 条・第 16 条)
平成 29. 3.14 改正 (第 16 条)
平成 30. 3.12 改正 (第 3 条・第 16 条)
令和 元. 7. 26 改正 (第 6 条・第 7 条の 3・第 14 条・第 15 条の 2・第 16 条)
令和 2. 4.30 改正 (第 13 条の 3・第 13 条の 4・第 13 条の 5)
令和 3. 3.31 改正 (第 13 条の 3)
令和 3. 10.18 改正 (第 11 条)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号、以下「法」という。)に基づき、この組合の被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、名古屋市食品国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合の主たる事務所を名古屋市中区栄四丁目14番21号 愛旅連ビル4階に置く。

(地 区)

第4条 組合は愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県の区域内の市町村をその地区とする。

(公示の方法)

第5条 組合の公告は、機関紙又は組合の掲示場に掲示する。

第2章 組 合 員

(組合員の範囲)

第6条 組合員は、愛知県内の事業所において食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する事業に従事する者で、第4条の地区内に住所を有するものとする。

2 削除

(加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。

2 前項の加入の申込をした者は、理事長が加入申込を受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出)

第7条の3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条の規定による被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第 8 条 組合員は、組合を脱退するには、1 箇月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。

(除 名)

第 9 条 次の各号の 1 に該当する組合員は、理事会の決議によって、除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに、保険料の納付期日後 3 箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
- 二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込に当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第 3 章 保 険 給 付

(一部負担金)

第 1 0 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後であって 70 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 3
- 二 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合 10 分の 2
- 三 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10 分の 2
- 四 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者 (70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号) 第 27 条の 2 第 1 項に規定するものに限る。) について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 3

(出産育児一時金)

第 1 1 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として 408,000 円を支給する。

ただし、健康保険法施行令 (大正 15 年勅令第 243 号) 第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに 12,000 円を加算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 1 2 条 削 除

(葬祭費)

第 1 3 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲組合員である被保険者の死亡の場合 80,000 円、甲組合員以外の被保険者の死亡の場合 60,000 円を支給する。

(傷病手当金)

第13条の2 組合は、資格取得後1年以上経過した被保険者が、疾病又は負傷により病院又は診療所に入院したときは、当初7日間を除く入院の期間について、次の区分により傷病手当金を支給する。ただし、支給の期間は同一疾病又は負傷について90日を限度とする。

組 合 員	1日につき	1,000円
組合員の家族	1日につき	500円

2 前項の支給に関し、必要な事項は別に定める。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る新型コロナウイルス傷病手当金)

第13条の3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等といい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、新型コロナウイルス傷病手当金(以下「新型コロナ傷病手当金」という。)を支給する。

2 新型コロナ傷病手当金の額は、1日につき、新型コロナ傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の三分の二に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 新型コロナ傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る新型コロナ傷病手当金と給与等との調整)

第13条の4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、新型コロナ傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第13条の5 前条に規定する被保険者(第6条に規定する食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する事業に従事する者に限る。次項において同じ。)が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは新型コロナ傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が新型コロナ傷病

手当金の額より少ないときはその額と新型コロナ傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定より新型コロナ傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保 健 事 業

(保健事業)

第14条 組合は、高齢者医療確保法第20条及び第24条に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- 一 健康教育
- 二 健康相談
- 三 健康診査（第一号に掲げる者を除く）
- 四 生活習慣病その他の疾病の予防
- 五 健康づくり運動
- 六 栄養改善
- 七 母子保健
- 八 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

2 組合は、被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のため必要な事業を行う。

3 組合は、被保険者等の療養のための費用に係る資金の貸付けのため必要な事業を行う。

第15条 前条に定めるもののほか、保健事業に必要な事項は、別に定める。

(入院及び死亡見舞金)

第15条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）が疾病又は負傷により病院又は診療所に7日間以上入院したときは、入院見舞金として5,000円を支給する。なお、支給に関し、必要な事項は別に定める。

2 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として10,000円を支給する。なお、支給に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。

- 一 甲組合員（事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組

合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）

14,800 円

ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 2,600 円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 2,800 円

二 乙組合員（従業員である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 10,800 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 2,600 円

ハ 介護納付金賦課額 2,800 円

三 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する経費に充てるために算定した後期高齢者賦課額として、1人1か月につき、500円とする。

四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 5,700 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 2,600 円

ハ 介護納付金賦課額 2,800 円

（賦課期日）

第17条 保険料の賦課期日は、毎月1日とする。

（納期）

第18条 保険料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

（保険料の変更）

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から第16条により算定した額とする。

2 保険料賦課期日後に納付義務が消滅した場合、又は世帯に属する被保険者数が減少した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額はその納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった

日の属する月の前月まで、第 16 条により算定した額とする。

(納額告知)

第 20 条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかにこれを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第 21 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について 50 円とする。

(延滞金)

第 22 条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2 千円以上であるときは、当該金額（当該金額千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 二 次の条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

(保険料の納付期限の延長)

第 23 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することのできないと認められる全額を限度として 3 箇月以内の期間に限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者が、その資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第 24 条 理事長は、災害その他により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる場合は、保険料を減免する。

第 6 章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第 25 条 組合会議員の定数は、33 名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第 26 条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任 期)

第 27 条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して 2 年とする。

ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたた

め、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第28条 組合会は、法第27条に定めたもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用。
- 二 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の策定及び変更。

(組合会の種類)

第29条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第30条 通常組合会は、毎年2月中において理事会の議決により、招集しなければならない。

第31条 臨時組合会は、必要に応じ理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第32条 組合会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を、組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第33条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても、議決することができる。

ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長・副議長)

第34条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会議事録)

第35条 組合会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の数)

第36条 理事の定数は27名とする。

- 2 監事の定数は3名とする。
- 3 理事及び監事は、組合会で選任する。

(理事長)

第37条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

- 2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第37条の2 理事のうち3名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。

(常務理事)

第38条 理事のうち6名以内を常務理事とし、理事がこれを互選する。

- 2 常務理事は、常時組合を掌理し、理事長を補佐する。

3 常務理事のうち1名を専務理事とすることができる。その任免は理事長が理事会の同意を得て行う。

4 専務理事は、常時組合を掌理し、理事長を補佐する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第38条の2 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合業務を行う。

(役員任期)

第39条 理事及び監事の任期は、2年とする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

第40条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは3か月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第41条 理事は、法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼務の禁止)

第42条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第43条 監事は、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うために必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第44条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、別に定める。

(役員解任)

第45条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。

ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りではない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に第1項の書面を送付し、

かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

- 4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において、組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

(顧問・相談役及び参与)

第45条の2 組合に顧問・相談役及び参与をおくことができる。

- 2 顧問のうち、特に組合が必要とするときは、常任顧問とすることができる。
- 3 前項については、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(職員)

第46条 この組合に、次に掲げる職員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 一 事務局長 | 1名 |
| 二 課長 | 若干名 |
| 三 係長 | 若干名 |
| 四 主事 | 若干名 |
| 五 前各号以外の職員 | 若干名 |

- 2 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 職員は、事務局長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は、理事会の同意を経て理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第47条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(理事会の決定事項)

第48条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三 業務執行に関する事項で、理事会において必要と認めた事項
- 四 組合会議決事項のうち、組合会において委任された事項
- 五 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第49条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席し

たものとみなす。

(理事会の議事録)

第50条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第9章 業務の施行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第51条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員はいつでも、理事に対して前項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第52条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 補助金
- 三 寄附金その他収入

(特別会計)

第53条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第54条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、理事会の議決を経て定めた銀行又は郵便局に保護預けとする。
- 二 積立金は、理事会の議決を経て定めた銀行及び信託銀行又は郵便局に預け入れる。
- 三 現金は、理事会の議決を経て定めた銀行及び信託銀行又は郵便局に預け入れる。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法による。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第55条 理事は、組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合には、理事長は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第56条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。

この場合には、理事は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第10章 支 部

(支 部)

第57条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第 1 1 章 雑 則

(規則及び規程)

第 5 8 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第 1 2 章 罰 則

(罰 則)

第 5 9 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定より届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過怠金を徴する。

第 6 0 条 組合は、組合員又は組合員であった者が、正当な理由なしに法第 113 条の規定により文書その他物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過怠金を徴する。

第 6 1 条 組合は、偽りその他の不正の行為により、保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を徴する。

第 6 2 条 前 3 条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第 6 3 条 前 59 条から第 61 条までの過怠金を徴する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

2 名古屋市食品国民健康保険組合規約(昭和 33 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

ただし、昭和 34 年 3 月 31 日以前において、旧規約に基づいて納入し又は納入すべき保険料並びに給付し又は給付すべき保険給付については、尚従前の例による。

(役員等に関する経過規定)

3 この規約施行の際、現に理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれこの規約の規定により選任されたものとみなす。

ただし、その任期は、従前の例によるものとし、旧規約の規定により選任された日から起算するものとする。

(組合員に関する経過規定)

4 この規約施行の際、現に組合員である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。

(平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間に出生に係る出生育児一時金に関する経過措置)

5 被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出生したときに支給する出生育児一時金についての第 11 条の規定の適用については、同条中「350,000 円」とあるのは、「390,000 円」とする。

(延滞金の割合の特例)

- 6 第22条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15号1項1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

(昭和35.3.5改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和35年4月1日から実施する。
ただし、第25条の改正については、昭和35年3月10日から施行する。

附 則

(昭和35.9.30改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和35年12月1日から実施する。

附 則

(昭和36.3.6改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和36年4月1日から実施する。

ただし、第12条及び第13条の改正については、昭和36年4月1日より適用する。

附 則

(昭和37.3.10改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和37年4月1日から実施する。

附 則

(昭和39.3.2改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和39年4月1日から施行する。

ただし、第25条の改正については、昭和39年3月10日から、第11条、第12条、第13条の改正については、昭和39年4月1日以降において発生した当該被保険者から適用する。

附 則

(昭和41.3.9改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和41年4月1日から実施する。

附 則

(昭和42.11.24改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和43年1月1日から実施する。

附 則

(昭和43.3.4改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和43年4月1日から実施する。

附 則

(昭和43.3.29改正)

(施行期日)

- 1 この規約一部改正については、昭和43年3月29日から実施する。

附 則

(昭和44.3.10改正)

(施行期日)

1 この規約一部改正については、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(昭和 45. 3.10 改正)

(施行期日)

1 この規約一部改正については、昭和 45 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

(昭和 45. 8. 7 改正)

(施行期日)

1 この規約一部改正については、昭和 45 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

(昭和 46. 2.24 改正)

(施行期日)

1 この規約一部改正については、昭和 46 年 4 月 1 日から施行し、第 11 条の改正については、昭和 46 年 9 月 1 日以降、第 13 条の改正については、昭和 46 年 4 月 1 日以降において、それぞれ該当事項が発生した被保険者に適用する。

附 則

(昭和 48. 2.27 改正)

(施行期日)

1 この規約一部改正については、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(昭和 49. 3.19 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の 2 の規定は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

2 第 13 条の 2 の規定は、昭和 49 年 7 月以降の診療分から適用する。

3 昭和 49 年 3 月 31 日までに出産したときの助産費の額については、なお従前の例による。

4 第 16 条の規定は、昭和 49 年度分の保険料から適用し、昭和 48 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 50. 3.27 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

2 第 16 条の規定は、昭和 50 年度 5 月分の保険料から適用し、昭和 50 年度 4 月以前の保険料については、なお従前の例による。

3 第 36 条の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(昭和 51. 3.12 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 51 年 3 月 31 日までに出産したときの助産費及び死亡したときの葬祭費の額については、なお従前の例による。

3 第 16 条の規定は、昭和 51 年度分の保険料から適用し、昭和 50 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 52. 3. 1 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 52 年 3 月 31 日までに出産したものに係る育児手当及び死亡したときの葬祭費の額

については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 53. 2.27 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 53 年 2 月 27 日から施行する。
ただし、第 11 条は昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(昭和 53. 7.27 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の規約第 11 条第 2 項の規定は、この規約の施行の日から 6 月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則

(昭和 54. 3. 9 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(昭和 54. 7.23 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 54 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(昭和 55. 3. 5 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、昭和 55 年 3 月 5 日から適用する。
- 2 昭和 55 年 3 月 31 日までに死亡したときの葬祭費の額については、なお従前の例による。
- 3 第 16 条の規定は、昭和 55 年度分の保険料から適用し、昭和 54 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 56. 3.12 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正については、昭和 57 年 3 月 1 日以降該当事項が発生した被保険者に適用する。

附 則

(昭和 57. 3. 2 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、昭和 57 年 3 月 2 日から適用する。
- 2 昭和 57 年 3 月 31 日までに死亡したときの葬祭費の額については、なお従前の例による。
- 3 第 16 条の規定は、昭和 57 年度分の保険料から適用し、昭和 56 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 58. 3. 4 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和 58 年 3 月 4 日から施行する。ただし、第 4 条、第 6 条については、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(昭和 58. 5. 7 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 58 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

(昭和 59. 3. 7 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、昭和 59 年 3 月 7 日から適用する。

2 第 16 条の規定は、昭和 59 年度分の保険料から適用し、昭和 58 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 60. 3. 7 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 2 項の規定はこの規約の施行の日以降の保険料の納付義務の消滅又は被保険者数の減少に係る保険料の額の変更から適用する。

2 第 16 条の規定は、昭和 60 年度分の保険料から適用し、昭和 59 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 61. 3. 6 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、昭和 61 年 3 月 6 日から適用する。

2 第 16 条の規定は、昭和 61 年度分の保険料から適用し、昭和 60 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 62. 3.10 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 16 条の規定は、昭和 62 年度分の保険料から適用し、昭和 61 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(昭和 63. 3. 7 改正)

(施行期日)

1 この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 11 条、第 12 条の規定は、昭和 63 年 3 月 1 日以降の出生分から適用する。

3 第 16 条の規定は、昭和 63 年度分の保険料から適用し、昭和 62 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成元. 3.13 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 第 16 条の規定は、平成元年度分の保険料から適用し、昭和 63 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 2. 3. 9 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 16 条の規定は、平成 2 年度分の保険料から適用し、平成元年度以前の保険料について

は、なお従前の例による。

附 則

(平成 3. 3. 4 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、愛知県知事の認可した日から施行する。
ただし、第 16 条の改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 3 年度分の保険料から適用し、平成 2 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 4. 3. 5 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 4 年度分の保険料から適用し、平成 3 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 4. 7.27 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第 11 条の規定は、この規約の施行の日以後の出産に基づく助産費の支給について適用し、施行日以前の出産に基づく助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(平成 5. 3.11 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 5 年度分の保険料から適用し、平成 4 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 6. 3. 4 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第 13 条の規定は、この規約の施行の日以後の死亡に基づく葬祭費の支給について適用し、施行日以前の死亡に基づく葬祭費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 16 条の規定は、平成 6 年度分の保険料から適用し、平成 5 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 6. 9.28 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 11 条及び第 12 条の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に基づく助産費及び

育児手当の支給については、なお従前の例による。

附 則

(平成 7. 3.10 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 10 条の規定は、平成 6 年 10 月 1 日から遡及適用する。

3 改正後の第 16 条の規定は、平成 7 年度分の保険料から適用し、平成 6 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 9. 3. 6 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 16 条の規定は、平成 9 年度分の保険料から適用し、平成 8 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 9.10. 6 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第 11 条第 2 項の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 10. 3. 6 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 16 条の規定は、平成 10 年度分の保険料から適用し、平成 9 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 11. 3. 8 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 16 条の規定は、平成 11 年度分の保険料から適用し、平成 10 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 12. 3. 2 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 25 条の規定は、平成 12 年 3 月 2 日から適用する。

(適用)

2 この規約による改正後の国民健康保険組合理約(以下「新規約」という。)第 16 条、第 19 条の規定は、平成 12 年度以降の保険料について適用し、平成 11 年以前の保険料については、なお従前の例による。

3 新規約第 59 条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法(平成 9 年法律第

123号)第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 4 新規約第60条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成 13. 7.30 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 13 年 7 月 30 日より施行する。

附 則

(平成 14. 4. 1 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 15. 3.11 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 15 年度分の保険料から適用し、平成 14 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 16. 3. 8 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、平成 16 年 3 月 9 日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 16 年度分の保険料から適用し、平成 15 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 17. 3. 7 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 18. 3. 6 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 18 年度分の保険料から適用し、平成 17 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 18. 7.31 改正)

(施行期日)

- 1 第 11 条の規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
2 第 36 条第 3 項の規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(適 用)

- 3 改正後の第 11 条の規定は、この規約の施行の日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日以前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(平成 18. 9.15 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 20. 3. 4 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、平成 20 年 3 月 4 日から適用する。
- 2 この規約による改正後の名古屋市食品国民健康保険組規約第 16 条及び第 19 条の規定は、平成 20 年度分の保険料から適用し、平成 19 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 20.12.26 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行日の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

(平成 21. 7.27 改正)

(施行期日)

- 1 この規約による附則第 5 項の規定については、平成 21 年 10 月 1 日から施行し、第 22 条及び附則第 6 項の規定については、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の名古屋市食品国民健康保険組規約第 22 条及び附則第 6 項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則

(平成 22. 3.10 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 23. 3.23 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る第 11 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 第 16 条の規定は、平成 23 年度分の保険料から適用し、平成 22 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 24. 3. 8 改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の第 16 条の規定は、平成 24 年度分の保険料から適用し、平成 23 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 26. 3. 6 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 第 16 条の規定は、平成 26 年度分の保険料から適用し、平成 25 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 26.11.10 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 11 条は、この規約の施行の日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(平成 27. 3.17 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 第 16 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 27. 7.30 改正)

(施行期日)

1 この規約のうち、第 25 条の規定は平成 28 年の組合会議員の選挙から、第 36 条の規定は同年の理事の選任から施行する。

附 則

(平成 28. 3.10 改正)

(施行期日)

1 この規約は、愛知県知事の認可を受けた日(平成 29 年 3 月 29 日)から施行する。

ただし、第 16 条の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 16 条の規定は、平成 28 年度分の保険料から適用し、平成 27 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 29. 3.14 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 16 条の規定は、平成 29 年度分の保険料から適用し、平成 28 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(平成 30. 3.12 改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の第 16 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(令和元.7.26改正)

(施行期日)

1 この規約は、令和2年1月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の第16条の規定は、令和2年1月分以降の保険料から適用し、令和元年12月分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行前に高齢者医療確保法の被保険者になった者に関する経過措置)

3 この規約の施行前に高齢者医療確保法の被保険者になった者が、この規約の施行後に第7条の3の届け出をした場合には、その届け出のあった日に組合員の資格を取得する。

附 則

(令和2.4.30改正)

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月30日から施行し、改正後の第13条の3から第13条の5までの規定は、当該規定に基づく傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則

(令和3.3.31改正)

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第13条の3の規定は、令和3年2月13日から適用する。

附 則

(令和3.10.18改正)

(施行期日)

1 この規約は、令和4年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規約の施行の前に出産した被保険者に係る名古屋市食品国民健康保険組規約第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。